

緑の風 FAX版



NO. 29 2020年10月25日 JR東労組

JR 東労組ホームページ

JR東労組高崎地本50機関の元責任者らに対し

返還請求を行う!

指令第8号、第10号に基づき、JR東労組高崎地本の調査を行ったところ、高崎地本内で閉鎖をした約50機関の組合費等の行方が分からなくなっていたことが分かりました。

高崎地本の委員長や総務部長（現在は両名とも制裁申請中）に組合費の行方の聞き取りを行っても「わからない」と主張しています。

従いまして、組合費が行方不明となっている50機関に対し、以下の通り返還請求（2020年10月24日）を行いました。

返 還 請 求

貴殿が責任者であった東日本旅客鉄道労働組合の機関（支部・分会・部会・青年部など）の通帳及び証拠書類等が当組合に返還されていません。2020年11月6日（金）までに、東日本旅客鉄道労働組合中央本部へ郵送にて返還して下さい。返還請求に応じただけでない場合は、法的手段の検討に入ります。

通帳及び証拠書類等が返還済と主張される場合は、「いつ、だれに、どこで、何を」返還したのかを2020年11月6日（金）までに、東日本旅客鉄道労働組合中央本部までに郵送にてご返答下さい。

*内容はHP用に若干変更しています。

**組合費の持ち逃げは犯罪です！
組合費は組合員の物です。
直ちに返還して下さい！**



JR東労組は不正・虚偽を許しません!!